

新型期日指定定期預金

(2020年2月3日現在)

1 商 品 名	・ 新型期日指定定期預金
2 ご利用いただける方	・ 個人のお客さま
3 期 間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1年以上3年以内 ・ 満期日は、この預金の全部または一部について預入日の1年経過後から3年までの間の任意の日を指定できます。(ただし、満期日の指定をするときはその1か月前までに通知することが必要です。) ・ 預入時のお申し出により最長預入期限を満期日とする自動継続(元金継続または元利継続)の取扱いができます。
4 預 入 方 法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一括預入 ・ 100円以上300万円未満 ・ 1円単位
5 払 戻 方 法	・ 満期日以後に一括して払い戻します。
6 利 息 (1) 適 用 金 利 (2) 利 払 頻 度 (3) 計 算 方 法 (4) 課 税 方 法 (5) 金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 預入時の店頭表示の利率を満期日まで適用します。 ・ 満期日以後に一括して支払います。 ・ 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で1年毎の複利計算 ・ 利息の20%(国税15%、地方税5%)が分離課税されます。ただし、2013年1月1日から2037年12月31日までにお受取りとなる預金利子には、復興特別所得税0.315%が追加課税されます。 ・ 金利は店頭および当行ホームページに掲載しています。
7 手 数 料	—
8 付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自動継続扱いのものは、総合口座の担保とすることにより、当座貸越を利用することができます。(貸越利率は、担保定期預金の約定利率に0.50%を上乗せした利率) ・ 「障害者等の少額預金の利子所得等の非課税制度」の対

	<p>象となる個人のお客様は、マル優の取扱いができません。</p>
<p>9 中途解約時の取扱い</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により1年毎の複利計算した利息とともに払い戻します。 預入期間が6か月未満の場合 解約日における普通預金利率 預入期間が6か月以上1年未満の場合 預入時の2年以上の利率×40% 預入期間が1年以上1年6か月未満の場合 預入時の2年以上の利率×50% 預入期間が1年6か月以上2年未満の場合 預入時の2年以上の利率×60% 預入期間が2年以上2年6か月未満の場合 預入時の2年以上の利率×70% 預入期間が2年6か月以上3年未満の場合 預入時の2年以上の利率×90%
<p>10 当行が契約している指定紛争解決機関</p>	<p>一般社団法人 全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または、03-5252-3772</p>
<p>11 その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・満期日を指定したときは、1万円以上で元本の分割解約をすることができます。 ・満期日の指定がないときは最長預入期間が満期日となります。 ・この預金は、預金保険の対象となり同保険の範囲内で保護されます。